

文部科学省告示第九三号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十二条第一項第三号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示を次のように定める。

平成十七年 七月 四日

文部科学大臣 中山 成彬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の文部科学大臣が指定する放射性同位元素装備機器は、次のとおりとする。

- 一 集電式電位測定器
- 二 熱粒子化式センサー

附 則

この告示は、公布の日から施行する。